

川崎市教育委員会規則第 2 号

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和４７年川崎市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号及び第３項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第４項第１号中「及び使用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（２）川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第２条第５項第１号中「及び使用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項第２号中「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（３）高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第２条第６項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同項第３号中「及び使用許可」を削り、同条第７項第１号及び第８項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第１０項第１号中「及び使用許可」を削る。

第３条第１項第２号を削り、同条第４項第１号中「川崎市中原市民館における」を「中原区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第３条第４項第３号を削り、同項第４号中「川崎市中原市民館における」を削り、同号を同項第３号とし、同項第５号を同項第６号とし、同項第３号の次に次の２号を加える。

（４）川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関すること。

（５）川崎市中原市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

第３条第５項第１号中「高津市民館等における」を「高津区における課題解

決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

第3条第5項第3号を削り、同項第4号中「川崎市高津市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橘分館に係る告示及び公告に関する事。

第3条第5項第6号を削り、同項第5号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 高津市民館等に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

(6) 川崎市立高津図書館橘分館に係る指定管理者に関する事（指定管理者の業務の実施状況の監視に関する事並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

第3条第6項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同条第9項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。